

【情報館】・特にことわりのないものは9月1日(水)から申し込みを受け付けます。・費用等の記載がないものは無料です。

市税の夜間・休日納税窓口

夜間…9月1日(水)、28日(火)、29日(水)、30日(木)、10月1日(金) 午後5時～8時

休日…9月26日(日) 午前8時30分～午後5時

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

電話による納税相談も受け付けます。

市役所 2階収税課 ☎2998-9073

9月30日(木)は

国民健康保険税 (第3期)

の納期限です

納期限内納付にご協力ください。 ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)、コンビニエンス・ストアでも納付できます。

国民健康保険被保険者証(保険証)の一斉更新
新しい保険証(青色のカード)を9月下旬までに、国民健康保険に加入している世帯の世帯主あてに簡易書留で郵送します。

国民健康保険被保険者証(保険証)の一斉更新

国民健康保険被保険者証(保険証)の一斉更新
お問い合わせ ☎2998-9083

Table with 3 columns: 施設 (施設), 期間 (期間), 電話 (電話). Rows include 同イ集室、調理室, 老人福祉センターさやまがおか荘, 図書館狭山ヶ丘分館.

狭山ヶ丘サービスコーナーは、通常通り業務を行います。

施設改修工事のため左記の期間臨時休館します。ご理解、ご協力をお願いします。

狭山ヶ丘コミュニティセンター等の臨時休館



妊婦健康診査の公費助成

市では、14回分の妊婦健康診査の費用の一部助成を行っています。妊娠の届け出をした際に、委託医療機関(助産所を含む)で利用できる妊婦健康診査受診票と助成券を母子健康手帳と一緒に交付しています。

妊婦一般健康診査受診票・助成券に記載された検査項目以外の検査費用は、自己負担になります。また、妊婦健康診査費用が全額無料となるわけではありません。保健センター(母子保健課) ☎2991-1811

子ども手当の申請はお済みですか?

受給者の所得超過等により児童手当を受給していなかった方や、中学2・3年生の子どもの養育されている方は、新たに申請が必要です。公務員の方は勤務先での手続きになります。

申請期限 9月30日(水)(必着)

申請期限を過ぎた場合は、手当の受給は申請月の翌月分からです。市役所2階(子ども支援課) ☎2998-9124へ直接

いじめ被害見舞金制度の廃止

9月30日(水)をもって同制度が廃止になります。9月30日(水)以前にけがをした場合は、受傷時から2年以内であれば請求できます。加入手続きは必要ありません。

対象となるけがをした場合は、基準に適合するか十分にご確認のうえ、忘れずに申請してください。

対象となるけが ▼公園、広場等での遊び中のけが ▼スポーツ中のけが ▼家庭内でのやけどやけが ▼その他、生活全般にわたる身近なけが

市役所2階(子ども支援課) ☎2998-9124へ直接

父子家庭の父へ 児童扶養手当を支給

支給対象 次のいずれかに該当する児童を養育している父

- ①父母が婚姻を解消した児童 ②母が死亡した児童 ③母が一定程度の障害の状態にある児童 ④母の生死が明らかでない児童 ⑤その他(母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

手当を受給するためには、申請(認定請求)が必要です。詳細はお問い合わせください。市役所2階(子ども支援課) ☎2998-9124へ直接

歯科診療所「あおぞら」

- ①休日緊急歯科診療 日曜日および祝休日 午前9時～11時30分 対休日緊急に歯科診療を必要としている方
- ②在宅要介護高齢者歯科診療 日曜日午前9時～午後0時30分 対市内に在住し、原則65歳以上の寝たきり状態の方
- ③障害者(心身障害児者) 歯科診療 木曜日午前9時～午後0時30分 対市内に在住し、障害(知的)を持ち、一般の歯科診療所では診



「乳幼児医療費助成制度」と 「ひとり親家庭等の医療費助成制度」を10月1日から一部変更します

乳幼児医療費の助成対象年齢を拡大します 10月1日(金)診療分から、助成対象年齢を小学校3年生までに拡大します。また、拡大に伴い、名称を「子ども医療費助成制度」に変更します。なお、助成を受けるには、あらかじめ登録が必要です。登録後に受給者証を交付します。

対平成13年4月2日～16年4月1日生まれの児童 助成内容 保険診療に係る一部負担金および入院時における食事療養標準負担金額

申 お子さんの名前が記載された健康保険証と健康保険証の被保険者名義の通帳またはキャッシュカードを持参のうえ、市役所2階(子ども支援課)へ直接

対 次の方には、9月末までに新しい「子ども医療費受給者証」を郵送します。

対 新たに対象となるお子さんがいる世帯で、登録申請書をすでに提出している方

対 現在、「乳幼児医療費受給者証(ピンク色)」をお持ちの方

ひとり親家庭等の医療費の窓口払いを廃止します 10月1日(金)診療分から、市内の協定医療機関を受診した場合、健康保険証と新しい受給者証を提示すると、保険診療に係る一部負担金(21,000円未満まで)の窓口でのお支払いがなくなります。

対ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方 対「ひとり親家庭等医療費受給者証(あさぎ色)」をお持ちの方には、9月末までに新しい「ひとり親家庭医療費受給者証」を郵送します。

市役所2階(子ども支援課) ☎2998-9124

療が困難と思われる方

いずれも診療日については、変更になる場合があります。

- 申 ①は診療時間内に直接②は電話 ③は保健センター(母子保健課)に備え付けの申請書類を同課へ直接または郵送
- 問 保健センター(母子保健課) ☎2991-1811

平成22年度麻疹(風しん)混合(MR)予防接種

接種期間 平成23年3月31日まで 接種期間を過ぎると接種費用は自己負担になります。

- 第2期 平成16年4月2日～17年4月1日生まれの方(幼稚園・保育所等の年長児に相当する方)
- 第3期 平成9年4月2日～10年4月1日生まれの方(中学1年生に相当する方)
- 第4期 平成4年4月2日～5年4月1日生まれの方(高校3年生に相当する方)

問 保健センター(母子保健課) ☎2991-1811

高齢年金の請求

老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方には

2010 国勢調査 平成22年 10月1日(金) あなたの調査票から日本の未来が見えてきます

国勢調査の結果は、地域のまちづくりに生かされます。国勢調査員が調査票の配布にうかがいます。調査票の記入がお済みになりましたら、封をして調査員に渡すか、郵送してください。



9月23日(祝)から国勢調査員がうかがいます。 問 情報統計課(国勢調査専用) ☎2998-9415

65歳で受給権が発生する方および65歳前にすでに受給権があり、まだ年金を請求されていない方 65歳到達月の3か月前に裁定請求書と案内が郵送されます。

65歳前にすでに厚生年金を受給している方の国民年金部分の手続きは、65歳の誕生日に郵送されるはがきを返送してください。 問 国保年金課 ☎2998-9090 95 ◆ねんきんダイヤル ☎05

60歳になる方 60歳到達月の3か月前に裁定請求書(日本年金機構が管理している年金加入記録をあらかじめ印字したもの)または裁定請求案内のはがきが郵送されます。

対 在宅介護をしている家族の方 対 介護保険認定者または自立認定された本人・障害者の介助をしている家族の方 定 毎回10人 申 申し込み多数の場合は抽選し、施術日が決まりたい連絡します。 問 はがきに住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入のうえ、所沢市鍼灸師会介護ボランティア係 ☎2998-6475(〒359-0033 越前町26-15)へ郵送

はり・きゅうの施術をボランティアで行います

所沢市鍼灸師会(会費がボランティアで無料で施術を行います) 日 毎月第3日曜日午前9時30分～11時30分/保健センター